

阿蘇市 おひる



阿蘇市

議会だより

第49号

2018年5月発行



3月からJR九州ななつ星、阿蘇入り新ルート運行

目次

- 平成30年 第1回阿蘇市議会臨時会報告 P2
- 〃 第2回阿蘇市議会定例会報告 P3～P5
- 総務常任委員長報告 P6～P7
- 文教厚生常任委員長報告 P8～P10
- 経済建設常任委員長報告 P11～P13
- 市政を問う P14～P19
- 阿蘇市功労者表彰 P19
- 阿蘇市議会活動状況 P20

平成30年 第1回阿蘇市議会臨時会報告

第1回阿蘇市議会臨時会が、2月2日に開催されました。
専決処分の報告1件、承認1件、議案1件が審議され、結果、議案等3件は
可決等となりました。

議案第1号

工事請負契約の締結について

可決

災害公営住宅新小里団地D棟建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

施設の概要

1. 名称：災害公営住宅新小里団地D棟
2. 所在：阿蘇市小里120番地
3. 構造：RC造3階（建築面積432㎡ 延床1,080㎡）
4. 間取：2DK
5. 戸数：21戸
6. その他：屋外倉庫、駐輪場、駐車場

契約金額 4億2,228万円

平成30年度内完成を目指します



工事中の災害公営住宅新小里団地D棟

平成30年第1回阿蘇市議会臨時会審議結果

議案番号等	件名	審議結果
報告第1号	専決処分の報告について	報告
承認第1号	専決処分の承認について	承認
議案第1号	工事請負契約の締結について	原案可決

平成30年 第2回阿蘇市議会定例会報告

第2回阿蘇市議会定例会が、3月2日から19日までの18日間開催されました。条例14件、予算20件、人事2件、その他9件が審議され、結果、43件は可決、2件は同意となりました。

条例審議（主なもの）

議案第3号

阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について

可決

本条例は、熊本地震の影響による豊肥本線不通区間の代替バス運休時に運行される「やまびこ号等」を利用する高校生通学の利便性向上と保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に制定されるものです。

問い合わせ先 阿蘇市教育課 0967-22-3329

平成29年度一般会計補正予算（主なもの）

補正額3億4,016万円を可決

予算総額219億556万円

項目	補正額	補正後の額
総務費	822万円	21億3,878万円
民生費	△1億3,298万円	56億6,218万円
衛生費	△7億9,257万円	15億3,674万円
農林水産業費	210万円	24億6,278万円
商工費	225万円	4億9,909万円
土木費	14億1,565万円	31億6,011万円
消防費	△811万円	5億4,639万円
教育費	1,368万円	9億8,725万円
災害復旧費	△7,193万円	28億645万円
予備費	△9,630万円	3億7,479万円
その他	15万円	17億3,100万円
合計	3億4,016万円	219億556万円

商工費

阿蘇市農産加工所解体工事
事業費900万円（補正額200万円）



解体工事を終えた阿蘇市農産加工所（古神）

教育費

アゼリア21光熱水費高騰等に
伴う施設管理委託料1,266万円



アゼリア21

平成30年度 当初予算

一般会計予算

予算総額155億1,551万円

当初予算は、熊本地震関連事業の減少により、前年度当初予算と比較して、13.7%の減となりました。歳出の主なものとして、引き続き公共土木施設災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業、熊本地震復興基金交付金事業の災害関連事業のほか、各種証明等のコンビニ交付事業、幹線道路整備事業、スクールバス購入事業等を計上しています。

科 目	予 算 額
議 会 費	1億4,039万円
総 務 費	15億3,068万円
民 生 費	56億1,247万円
衛 生 費	13億7,696万円
農林水産業費	11億4,814万円
商 工 費	4億8,054万円
土 木 費	11億9,755万円
消 防 費	6億783万円
教 育 費	10億1,740万円
災 害 復 旧 費	6億9,754万円
公 債 費	16億6,796万円
予 備 費	3,805万円
計	155億1,551万円

民生費 養護老人ホーム保護措置費 1億6,407万円



あそ上寿園

土木費 県道改修負担金 1,420万円



県道内牧坂梨線（古城）

平成30年第2回 阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件 名	審議結果
議案第2号	阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について	原案可決
議案第4号	阿蘇市表彰条例の一部改正について	原案可決
議案第5号	阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決
議案第6号	阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第7号	阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第8号	阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第9号	阿蘇市介護保険条例の一部改正について	原案可決
議案第10号	阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第11号	阿蘇市有地使用条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第15号	阿蘇市体育館等条例の一部改正について	原案可決

議案等番号	件名	審議結果
議案第16号	平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第17号	平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第18号	平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第19号	平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第20号	平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第21号	平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について	原案可決
議案第22号	平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
議案第23号	平成30年度阿蘇市一般会計予算について	原案可決
議案第24号	平成30年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について	原案可決
議案第25号	平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第26号	平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第27号	平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第28号	平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第29号	平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について	原案可決
議案第30号	平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について	原案可決
議案第31号	平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について	原案可決
議案第32号	平成30年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について	原案可決
議案第33号	平成30年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について	原案可決
議案第34号	平成30年度阿蘇市水道事業会計予算について	原案可決
議案第35号	平成30年度阿蘇市病院事業会計予算について	原案可決
議案第36号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第37号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決
議案第38号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決
議案第39号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決
議案第40号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決
議案第41号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決
議案第42号	字の区域の変更について	原案可決
議案第43号	字の区域の変更について	原案可決
議案第44号	工事請負変更契約の締結について	原案可決
同意第1号	教育長の任命について	同意
同意第2号	阿蘇市教育委員会委員の任命について	同意

《市長提出事件数》 可決・・・条例14件、予算20件、その他9件
 同意・・・2件 計45件

議案等の賛否表 (賛否の分かれた議案等の結果)

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
氏名	立石昭夫	竹原祐一	岩下礼治	谷崎利浩	園田浩文	菅敏徳	市原正	森元秀一	河崎徳雄	大倉幸也	湯浅正司	田中弘子	五嶋義行	高宮正行	古澤國義	阿南誠藏	古木孝宏	田中則次	井手明廣	藏原博敏
議案																				
議案第6号	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第26号	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	議
議案第27号	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議

総務常任委員長報告

委員長 湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第6号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

税務課長から補足説明があり、委員より、「県に納める国民健康保険料納付金は、今後、増える可能性があるのか。その場合、さらに保険税の値上げという形に追い込まれるのではないかと危惧するが、



そのあたりの見解は。」との質疑があり、説明員として出席したほけん課長から、「納付金については、毎年、県において、自治体ごとの医療費水準、所得水準を考慮して決定されます。その後、阿蘇市の国保運営協議会にお諮りし、市の財政状況、医療費水準、被保険者数の動向等を勘案しながら、保険税率を決定するこ

とになります。平成30年度においては、7,000万円程度の財源不足が生じますが、税率を一気に引き上げこの不足分を補うことは、被保険者の生活に与える影響も大きいことから、段階的に上げるべきものと考えます。市といたしましても、保険事業、特定健診の受診率向上に向けた取り組みにより、医療費の抑制を図りながら、国民健康保険の安定的な財政運営に繋げていきたいと思います。」との答弁がありました。

別の委員より、「保険税の値上げにより、滞納者数はさらに増加すると考えるが、それに対する対策は。」との質疑があり、税務課長補佐から、「今回の

税率改正で前回と異なる点は、所得割額を上げるのではなく、人数割、つまり1人当たりの納付額を増額しております。4,600円の値上げとなりますが、低所得者世帯は最高で7割軽減となり、概ね1,360円の負担増となります。この軽減措置により、低所得者の方の負担は抑えられ、前回の改正時よりも影響は少なくなるのではないかと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

税務課所管分

委員より、「地籍調査測量業務を委託することによって、効率的

財政課所管分

な形で成果が表れているのか。」との質疑があり、地籍係長から「平成9年度から23年度分の波野地区の地籍調査について、登記済地区を概算しましたところ、その成果として、宅地、原野、山林、田、畑等、面積は、調査前よりも約7割増増加しております。税額にすると、トータルで約200万円以上の増収となっていることから、メリットはあると考えます。また、地籍調査事業につきましては、75%が国・県の補助となりますが、特別交付税の対象となっており、実質、市の負担は5%程度になります。29年度の事業費は、約1,330万円ですが、市の負担額はその5%の約70万円となり、その分につきましては、地籍調査による固定資産税の増収分で十分に補える状況です。」との答弁がありました。

委員より、「地方バス運行等特別対策補助金について、県内において補助金を出している自治体と出していない自治体があるのはなぜか。また、産交バスへ支払われている、各自治体からの補助総額は相当な金額となるが、そのあたりの説明を。」との質疑があり、企画係長から、「補助金を出していない合志市におきましては、自前のコミュニティバス、および、熊本電鉄が自主運行しています路線バスが存在しております。要はその路線バスに対して補助を行っていない、またコミュニティバスについても、県・国の補助を受けていないということで、補助金の支出はないということになります。また、産交バスの年間の収入と経費ですが、28年度で、約8億2,700万円の収入に対し、

約26億9,500万円の経費がかかっております。差し引きマイナス18億6,800万円になります。それを総運行距離で割った額が1km当たりの標準経費となり、その単価は222円90銭となります。本市のように面積が広く運行距離が長い自治体は、その単価で算出すると、どうしても経費が高くなつてきます。都市部であっても、路線バスの本数が多い熊本市あたりは、総運行距離が長くなるため、非常に経費が高くなるという状況です。その総運行距離に対して出された経費から、各市町村の利用者が払った利用料金の収入分を差し引いた額を補助金として支払うため、バスの利用者が少ない本市においては、概ね6,000万円から7,000万円の負担が、毎年発生している状況です。」との答弁がありました。

委員より、「産交バスが赤字運営となる場

合、多少なりと公共交通機関としての責任もあるのではないかと考へるが、現在は各自治体からの多額の補助金で不足分は補われている。とは言え、本市で運行されているバス路線が廃止となった場合は、市民の方々が迷惑を被ることとなる。その辺りの関係性が説明できればお願いしたい。」との質疑があり、**財政課長**を検討する中で出された結論としましては、「産交バスが運行しなければ、本市の公共交通体系は維持できないという現状があります。公共交通と言いつつも、産交バスは民間の事業者ですので、赤字路線であれば当然、撤退される可能性も出てきます。そうなった場合の比較、検討としまして、本市が自前でこの公共交通を担うとしたとき、どの程度の経費が必要になるかを試

算しましても、当然、産交バスに委託するほうが経費は抑えられます。負担が少なく済むということで、無理してでも産交バスに公共交通体系を維持していただきたいとの見解に至った経緯があります。」との答弁がありました。それに対し、**委員**より、「不足分はすべて自治体の負担となるのは、納得いかないところがあるが。」との意見があり、**財政課長**から、「市」としましては、特に高齢の方や、交通弱者の方々の移動手段として、地域の公共交通の確保ということが課題となっております。経済的な観点からみましても、産交バスにお願いすることが得策ではないかとの結論で、これは致し方ない補助金だと考えます。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より、「区長報

酬の予算の関連で、区長によっては、非常に広い範囲を担当されている方と、反対に、かなり狭い範囲の方とおられる。区長にお願いする仕事も増えてきており、それに対する対価もある程度は考慮しなければならぬ。その際、隣接地域の区の統合ということも、以前から提案をしているが、そのあたりはどのようなになっているか。」との質疑があり、**総務課長**から、「区長会の中で、『現時点において、自分の区の統合は必要か。』との内容のアンケートを出させていただいております。市が主体的に、経費節減のために統合をしていただくというような形ではなく、自分の区の運営に無理があるといったところがあるようでしたら、そういった検討も可能であるところと案内はしているところとです。」との答弁があり、それに対し、

委員より、「私の考えは、経費節減のための統合ではなく、区長としての仕事も、以前に比べ煩雑化しているため、小さい集落の区長の方々にも、ある程度手厚い保障で活動していただいたらと考える。一部の区長から、不満の声を耳にすることもあるため、経費の問題以上に、区長に対する報酬についても配慮していくべきでは。」との意見があり、**総務課長**から、「現在、区長報酬につきましては、10万円を基本に、1軒あたり200円の報酬となつ

ております。区の統合につきましては、逆に大きくならずすぎて手が回らなくなつたといったところも出てきており、統合、もしくは、分割も視野に入れながら、報酬のあり方につきましても検討したいと考えています。」との答弁がありました。以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



路線バス

があり、**教育課長**より

「施設管理委託料として、旧あそ教育キャンプ場分を計上しており、

昨年8月、熊本市から無償譲渡をしていたいただきましたキャンプ場ですが、敷地が約13ha、駐車場が20aほどあります。春と秋の2回分の清掃として、南宮原区に対し草切りをお願いしたいと考えています。利用については、まちづくり課、観光課、それと教育委員会、農政課と協議をしておりますが、一番いいのは地域活性化につながるような観光キャンプ場、外周に遊歩道もあり、自転車のマウンテンバイクあたりが活用できないかということ、専門の団体等にも活用ができないかと、検討しているところです。まだ十分な結論は出ていませんが、本年度中には活用法を見出した」と考えております。」との答弁があります。

人権啓発課所管分

委員より「運動団体補助金では775万円計上されているが、平成28年度の決算では625万円であり、100万円以上の予算措置がされているが、これは減らしていただきたいと思うが。」との意見があり、**人権啓発課長**より「補助金については、1団体153万円を上限に支出しておりますが、活動実績に合わせた精算を行っております。平成28年度は、部落解放同盟阿蘇支部、一の宮支部の支部長が病氣療養中で活動が少なかつたため、実績に合わせて減額をしました。当初予算は、例年通り活動されることを念頭に予算を計上しています。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より「コンビニ

交付に必要なマイナンバーカードの登録は、10%程度とのことであるが、カード普及を図っていく必要があるのでは。」との質疑があり、**市民課長**より

「コンビニ交付を導入しても、窓口では今ままでおり、すべての証明書類の交付をいたします。ただ、コンビニ交付を利用する場合はマイナンバーカードが必要となりますので、カードの普及に努めました。」との答弁がありました。

別の委員より「戸籍

関係のコンビニ交付は、交付時間が午前8時半から午後5時15分までとなっているが、益城町や熊本市あたりは午後8時、午後11時まで交付可能となっているが。」との質疑があり、**係長**より「戸籍そのものの受付は、土、日及び祝日を含め、24時間いつでも行っています。



コンビニ交付サービスを予定している機器

ただし、受け付けた戸籍は、職員が、開庁日にコンピューターに入力することから一般的には入力作業ができない時間帯は交付そのものを停止する必要があります。本市においては、安全確実を期するため戸籍処理が可能な

ほけん課所管分

委員より「財源調整分として7,100万円を一般会計から繰り出しているが、これについて評価はできる。

ただ、また国保税の改定があったが、一般財源からの繰り入れはできないのか。」との質疑があり、**ほけん課長**より「平成27年度に税率改正をしており、それ以降の各単年度収支決算は、ほぼ7,000万円から7,500万円、経常的に7,000万円程度の財源不足の状態にあります。被保険者数が7千名程度ですので、1人当たり1万円程度の財源不足となります。今回の改定では、調定額の3%程度を増額としておりますが、当初予算では不足する7,100万円について一般会計繰入金としております。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号「平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

委員より「国保会計で、医療費の高いことが国保財政を圧迫している。今年医療費を抑制するための事業はどのようになっているのか。」との質疑があり、

ほけん課長より「医療費抑制については、市民の一人一人が健康意識を持っていただくことが第一だと思います。阿蘇市では脳血管疾患、心疾患、腎疾患の割合が県下でもかなり上位であり、これらは生活習慣病に起因することから、その重症化予防対策として特定健診の受診率を上げて、効果的、徹底的に保健指導につなげるなど重症化しないような取り組みを、過去10年近く進めております。さらに、医療費の通知を各世帯

に行い、支払額を実感していただく、あるいは薬価が医療費の大きな部分を占めるため、ジェネリック医薬品の普及促進などに取り組んでいます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て、討論が行われ、

委員より「震災から阿蘇市の状況は、経済的にもまだまだ復旧の段階である、その辺を考慮した場合、保険料を上げることには反対である。」との反対討論がありました。このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議案第27号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

審査を経て、討論が行われ、委員より「値上げをした保険料での

予算書には、反対である。」との反対討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議案第35号「平成30年度阿蘇市病院事業会計予算について」

別の委員より「入院患者数については、今年の1月までの10箇月間で、平均2,700人、年間3万2,000人となるようであるが、当初予算の入院患者数は3万8,690人で見込んでいる。今、阿蘇立野病院の再開もあつておりどのように考えているのか。」との質疑があり、

委員より「当初予算において、医師が10名、看護師が82名となっているが、この人数は必要とする人数なのか。」との質疑があり、

医療センター事務局長より「現在の人員に、本年度採用予定数を含めた数で計上しております。」との答弁がありました。

別の委員より「医療機器等備品購入費の中で、耳鼻咽喉科の開設のための費用が計上されているが、開設の時期は。」との質疑があり、



阿蘇医療センター

別の委員より「努力目標としては、分かる。しかし、もう少し安定的な数値でなければと思う。少し望みが高いような気もする。28年度、29年度の実績とは開きがあるようである。」との意見がありました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 高宮 正行

議案第12号「阿蘇市一の宮町中央駐車場の条例の一部改正について」

議案第17号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

議案第21号「平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

建設課所管分

委員より、「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の内容は。」との質疑があり、**建設課長**から、「内容は、住宅の建築、購入、借入金利子、土地の取得等に伴う経費として補助するものです。」との答弁がありました。



阿蘇市一の宮町中央駐車場

委員より、「今回の改正は、指定管理先の収支に合わせて値上げするものか。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「来訪者の方々の神社周辺の滞在時間の延長を図ることが一番の大きな目的であり、指定管理先の職員賃金を削減して運営しているという現状もあり、本改正は、若干の補てんも併せて行うものです。」との答弁がありました。

委員より、「下水道使用料が209万9,000円減額補正となつた理由は。」との質疑があり、**住環境課長**から、「昨年は、災害復旧を優先するため、通常の下水道普及事業を行つておらず、増収へと繋がらなかつたこと。また、近年、新築される住宅の多くが節水型の住宅設備等を設置されることも相まつて、今回、減額したものです。」との答弁がありました。

委員より、「本補正は支出の増額のみ計上してあるが、純利益には影響しないのか。」との質疑があり、**水道課長補佐**より、「本公営企業会計では、支出が増える際の収入分については、補正計上しない形を取っています。また、支出増分の収益は十分に見込んでいます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「鹿北菊池赤水線改修促進期成会に対する要望内容は。」との質疑があり、**課長**から、「区間は、山鹿市から菊池赤水線、国道57号までを指します。阿蘇市は赤水の歩道整備を要望しています。」との答弁がありました。

また、委員より、「道路を簡易的に補修する箇所については、交通量も多い道路も見られ、根本的な整備が必要とされる箇所も多く見られるが。」との質疑があり、**課長**から、「昨今の業者不足等の状況もあり、緊急に局部的な簡易補修となつていますが、課の方針としても、出来る限り根本的な整備を進めたいと考えて

住環境課所管分

委員より、「都市計画審議会の内容は。」との質疑があり、**住環境課長**から、「審議会は、阿蘇市が都市計画に関する計画策定や区域の決定等を行う際の諮問に対して答申する審議会となつていま

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、委員より、「今回、計上された道路維持工事の予定は。」との質疑があり、**課長**から、

また、委員より、「道路を簡易的に補修する箇所については、交通量も多い道路も見られ、根本的な整備が必要とされる箇所も多く見られるが。」との質疑があり、

また、委員より、「審議会において、阿蘇市全体の用途区域等を審議

することは出来ないか。」という質疑があり、**課長**から、「審議会は、都市計画区域に関する部分を審議するものであります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）の対象は。」との質疑があり、**課長**から、「家を再建するための費用ではなく、地盤沈下や液状化等で発生した宅地や崩壊した擁壁等の復旧に対する経費が対象になります。」との答弁がありました。

212号、265号線等の道路に固定した機械を設置して、車の騒音を計測するような調査を経て、結果を国に報告するものです。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「はな阿蘇基本納付金283万円と、はな阿蘇美バックヤード修繕工事650万円の差異について。」との質疑があり、**まちづくり課長**より、「納付金と、バックヤードの修繕料に関連はありませぬ。納付金は、納付金として計算したものを、修繕料等については、施設の管理上必要な部分として計上したものです。」との答弁があり、別の**委員**より、「この納付金は以前より下がっているが、その算定基準と以前の指定管理先の納付は完了したのか。」との質疑があり、**課長**より、「今回の納付金については、

入込客数の減少をもとに額を決定したものです。また、以前の指定管理先の納付金については未納となっています。」との答弁がありました。

また、**委員**より、「以前、雇用されていた方々は、継続雇用していただけるのか。」との質疑があり、**課長**から、「指定管理者の募集要項の中に、これまで雇用されていた方については極力雇用していた」という条件を明記

しています。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「神楽苑トイレ改修工事（復興基金）の工事内容を。」との質疑があり、**商工物産係長**から、「神楽苑のトイレは、和式便器が男子トイレに2器、女子トイレに4器あり、男女トイレともに既存の和式便器を1器ずつ残し、男子トイレに1器、女子トイレに3器、計の



神楽苑のトイレ

4器を洋式便器に変える予定です。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「各種補助金については、トラブル等が生じないようチェックはしているのか。」との質疑があり、**農政課長**から、「農政関係の補助金にしましては、補助事業の前提等も十分に踏みえ、問題のないよう取り扱いを行います。」との答弁がありました。

作目になります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「堆肥舎施設復旧工事について、火災の原因者に負担金が生じると公的な施設に対して、何らかの権利が発生するものと考えられるが。」との質疑があり、**農政課長補佐**から、「費用負担については、顧問弁護士とも相談し、慎重に内容を詰めて参ります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「被災農業者生活支援事業補助金の内容を。」との質疑があり、**課長**から、「昨年、5月に県が創設した事業で、圃場が被災された農家に対して、当該年度作付けできない場合、エリア外に代わりの圃場を借り上げる場合に必要となる掛増し経費の一部に対し、10a当たり2万2,000円を助成する事業です。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、

「農産物等提供品とあ
か牛オーナー制度事業
補助金の違いは。」との
質疑があり、課長から、
「あか牛オーナーに対
する農産物等提供品制
度は、オーナー側へのメ
リットを高めるために
行う事業で、併せて
オーナー加入促進も含
めて実施するものです。
オーナーになられます
と1人当たり3,000
0円の商品券をお配り
し、管内の直売所、道
の駅等で購入していた
だくことが条件になり
ます。あか牛オーナー
制度事業補助金は、あ
か牛畜産農家を支援す
るための助成金です。」
との答弁がありました。

観光課所管分

委員より、「阿蘇ジオ
パーク事業の内容説明
を。」との質疑があり、
観光課長補佐から、「ジ
オパーク事業は、概ね2,
000万円の事業費で
運営されており、その約
半分が3名の専属スタッ

フの人員費で、事業とし
ては、普及啓発のための
冊子作成、看板整備、小
中高への教育活動等が
行われています。ジオ
パーク活動は4年に1度、
再認定審査を受けなけ
ればなりません。昨年、
国内の審査で条件付き
再認定という結果とな
り、先般、日本委員会に
改善アクションプランを
提出し、次は、本年夏に
世界の再認定審査を受
ける予定です。」との答
弁がありました。

また、別の委員より、
「内牧に整備したコギ
ダスMTBパークについ
て、今後の計画はどの
ように考えているの
か。」との質疑があり、
観光課長から、「コギ
ダスMTBパークは、市
民へ自転車を身近に感
じる普及を目的に整備
したものです。いくつか
の候補地を検討しまし
たが、利用しやすい場
所ということで内牧の
街中に整備しました。
今後は、市内全部の保



阿蘇マウンテンバイクコース

育園や幼稚園で、自転
車教室を定期的に実施
する等し、サイクリング
のまちづくりを図って参
りたいと考えています。」
との答弁があり、委員よ
り、「事業を進めるに当
たっては、パーク内で事
故等発生した際の、十分
な対策の検討を。」との
意見がありました。

また、別の委員より、
東阿蘇観光開発株式会
社に関する損失補償契
約補償金の現在残高
は。」との質疑があり、
観光企画係長から、「平
成37年までが償還期間で、
平成29年度末現在で1
億5,969万1,000
円となっております。」
との答弁がありました。

また、別の委員より、
「阿蘇市『草・観・然』
活性化事業について、
新規の認定者を増やす
より、これまで認定され
た方々のPR等を強化
した方が良いのでは。」
等の意見がありました。
以上のような審議を
経た結果、本案は原案

議案第34号「平成30 年度阿蘇市水道事業 会計予算について」

のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

委員より、「営業外
収益を大きく占める長
期前受金戻入の内容が
は。」との質疑があり、
水道課長補佐から、

「公営企業会計に関す
る長期前受金戻入は、
平成26年度の法改正に
より、合併から平成29
年までの、みなし償却し
ていた国庫補助金、工事
負担金等を減価償却す
るために、当該年度の減
価償却分について収益
化するものであります
が、実際に現金が動く
ものではありません。」
との答弁がありました。

また、委員より、「平
成30年度の工事予定箇
所について、その他の工
事に関連して行うもの
があるが、これは水道
管の更新等も把握し、
部分的に実施するの

か。」との質疑があり、
課長から、「管の更新を
踏まえたものではなく、
道路改良工事の影響で部
分的に布設替えを行うも
のです。」との答弁があ
りました。

また、別の委員より、
「給水管の漏水事故が
多発している地区がある
が。」との質疑があり、
課長補佐から、「水道本
管については、ほぼ布設
替工事を終えています
が、それ以外の枝管や
給水管等の老朽した水
道管については、平成
30年度以降、有収率が
上がるよう改修計画を
策定し布設替工事を推
進して参ります。」との
答弁がありました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案
のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。
以上が、経済建設常
任委員会に付託されま
した案件についての報
告です。

市政問答!

10 議員が登壇 (一般質問)

どうなる畜産クラスター事業



市原 正

市原 畜産クラスター事業の中で、牛舎移転を求める運動がなされている1事業について、農地転用や事業の申請等は正規の手続きを経て許可されたのか。

園田農業委員会事務局長 農地転用については、委員会として正規の手続きを経て、結果、県からの許可をいただいております。

佐伯農政課長 阿蘇地域畜産クラスター協議会を事業主体として手続きを経て、事業が進められていると聞いております。

市原 約7,000名の署名が添えられ提出された要望書には、移転を求めると書かれていた。事業の中止は求めていなかった。市が事業の凍結を決め、事故繰越の手続きを取らなかったことで、牛舎建設が早まったのではと思うが。

和田副市長 私ども行政として出来ることは、法に基づいたことしか出来ません。市としても無条件での

移転を終始一貫して伝えて参りました。事故繰越の手続きを行わなかったから畜舎建設が早まったとは、私どもは考えておりません。

市原 今回の事業凍結は、市のどういう機関で決定されたのか。

副市長 基本的には、市長と私、経済部長です。

市原 今、事業凍結は市長、副市長、経済部長で決めたと言弁されたが、私は、移転交渉は根気よくやっていた良かったかと思う。これで交渉は打ち切るのか。

副市長 移転についての働きかけは今後も継続して行つて参ります。

他に「夢の湯の利用について」等の質問がありました。



建設中の牛舎

畜産クラスター事業凍結で問題は解決するのか



谷崎 利 浩

谷崎 クラスタ協議会全体が凍結の結論に至っていない中、市だけが単独で凍結で動くというのはいかがなものか。法的根拠はあるのか。

和田副市長 法的な部分で凍結の根拠が有るかについてはありませんが、補助金適正化法に「善良な管理者としての間接補助事業を行う」とあり、事業者の手續きに瑕疵を発見したので、黙って見過ごしてはならず、凍結の手續きとなりました。

谷崎 副市長の説明では、業者の瑕疵については県に責任があるように聞こえるが、なぜ、県の責任を市が背負って凍結するのか。このことで、業者の工事は早くなり住民の願いだである移転交渉の余裕はなくなつた。更に、市は損害賠償を打たれるかもしれない立場になった。判断を誤つたのでは。

副市長 有利な条件を提示してあるので頂けなかったこれまでの経緯から、事故繰越を認めなかったこと

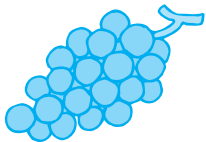
が原因で移転が出来なくなったのではないと思います。また、損害賠償訴訟の可能性がない事は有りませんが、市としての主張をきちんと示していきます。

佐藤市長 九州農政局に行きましたら協議会の責務においてきちんとやつて行かなければいけないという意見を頂きました。なぜ阿蘇市が訴えられるようなことにならないか。逆に言えば被害者です。そういう状態の中で、解決に向けて進めているということをご理解して頂きたいと思います。

他に「農業委員会の対応」、「長期的視点での都市計画について」等の質問がありました。

《畜産クラスターとは》

畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することによって、畜産収益性を地域全体で向上させるための取り組みです。



農地災害復旧加速化事業を問う



立石 昭 夫

立石 今回の事業に該当する面積はどの位か。

佐伯農政課長 対象面積は82haとなる見込みです。

立石 何月から計画しているか。

農政課長 4月以降が対象です。発注エリアごと施工計画を詰めているような状況です。

立石 排水路も被害を受けている箇所も多く見受けられるが、建設課と連携した工事の一体化は出来ないか。

農政課長 一体的な施工も数多くあるところです。施工業者と十分に調整しながら、随時、速やかに復旧工事が進むよう協議を進めます。

立石 竣工検査はどのように行っているのか。昨年の事例で排水柵が高く排水出来ない状況だったが。

農政課長 引き渡し後にそういう不具合等も報告を受けています。そういう事案については、その都度、対応を行っているような状況です。

立石 検査後に水が溜まらないと

か逆に水引きが悪いとか、そういう事案も出てくると思うが、その対応は。
農政課長 そういう事案も想定されませんので、初年度は水を使う作物を植えて頂くと圃場の状況が分かると思います。そういった指導も併せて行つて参ります。

他に「市道の災害復旧工事の進捗状況は」、「道路とマンホールと段差の解消を」等の質問がありました。



農地災害復旧工事箇所

国民健康保険税、1289世帯は 国税徴収法第153条に基づき手続きを



竹原 祐一

竹原 国保世帯で所得0の世帯は1289世帯と国保審議会の中で報告されているが、国会答弁の中で、「国税徴収法153条に徴収執行の定めがあり、滞納処分によって生活を著しく困窮されるおそれのある時は、執行を停止させることができる。また、具体的な基準として徴収法76条1項4号の中で、1箇月当たり納税者本人月10万円。生活を一旦にする家族一人につき4万5千円」と答弁している。年金受給者夫婦で月14万5千円・年174万円の所得になる。先ほどの国保世帯の所得0世帯1289世帯は明らかに徴収を停止する必要があるのでは、阿蘇市では、徴収停止の基準はどの様に適用しているのか。

藤井税務課長 阿蘇市におきましても昨年国保税においては12名約193万5千円の執行停止を行っております。対象者は、法に照らし合わせて一人ひとりの納税者と面談等し、執行停止を行っています。また、平成28年に阿蘇市の執行停止事務取扱規定を作成し、それに則って事務処理を行っています。

竹原 実際に国民健康保険税では1289世帯の課税対象外の方がおられる阿蘇市は今後どう対処するか。

税務課長 昨年も12名の方の執行停止を行ったわけですが、この1289名のリストも私達の手元にありません。今後、税務課のほうで検討して参ります。



国直轄砂防事業計画について問う



園田 浩文

園田 阿蘇市内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定箇所数は。

村山総務課長 現在、警戒区域257箇所、特別警戒区域234箇所が指定されています。平成29年5月頃に特別警戒区域を市内63箇所で見直しが行われ、53箇所が拡大、逆に10箇所は砂防施設整備等により縮小しております。区域の指定は熊本県で基礎調査され決定されます。

園田 国直轄事業になるまでの経緯についての説明を。

佐藤市長 九州北部豪雨災害後、多くの国会議員、政府関係者に現場を直接見て頂き、火山性土壌の特異性を専門家が検証。その対応を検討されていましたが、熊本地震でも被災し、阿蘇地域の首長が一体となつて関係機関へ要望した結果、国直轄の事業に結びついたものと思っております。

園田 砂防直轄事業と工事の要望地域との意見調整の進め方は。

中本建設課長 新年度予算の成立と同時に工事箇所が確定します。その後、国県から市へ情報が入り、その時点で地域からの要望内容が入っているか、すり合わせが必要となります。

小学校英語導入について

園田 平成30年度から導入される小学校の英語教育について。

阿南教育長 学習指導要領では平成32年度から本格実施ですが、本市において先行導入します。3、4年生で週1時間、年間35時間。5、6年生で週2時間、年間70時間です。英語専門の非常勤講師2名を確保し、担任と一緒に英語科の授業を取り組むようにしております。

他に「阿蘇サイクルリズムについて」、「阿蘇マウンテンバイクコースの活用は」、「農村公園あびか（陸上競技場）を多くの方々に利用していただくために」等の質問がありました。



北外輪山

シンプルな野焼きへの移行を



五嶋 義行

農政課長 阿蘇市管内の牧野組合で約1万haを超える原野があります。野草地が約7,300ha、うち野草地の採草面積は33%の2,350haで推移しています。

地方創生に向けた取り組みについて

五嶋 草原再生に向けた取り組みが畜産農家の減少、担い手の高齢化、2年前の熊本地震によって益々困難な状況になっている。シンプルな野焼き実現に向けて、前回も保安林の問題を質問したが、その後の対応は、

佐伯農政課長

佐伯農政課長 実質、それほど進捗していない状況ですが、現在、地域活性化総合特区の切り替え時期ということで、シンプルな野焼きの提案も行ってあります。保安林の性質上解除ということは大変難しく、樹種の転換とか保安林の機能や役割を残した上で、実現に向け知恵を出しながら取り組んでいかなければならないと考えています。

五嶋

五嶋 狩尾地区は地震の影響で2年ぶりに野焼きを再開した。牧野の利用を行っていないため、非常に火力が強く、危ない場面が何度もあった。また、一部の方より受益者が見えないという声もあり、牧野の利用率についてお尋ねする。



野焼き (写真提供 阿蘇グリーンストック)

五嶋 地方創生に向けた取り組みとして縁辺革命、若者等の移住者を阿蘇に呼び込むための環境整備と魅力づくりは。

荒木まちづくり課長

荒木まちづくり課長 移住定住という部分については、人と人との繋がりが重要と考え、現在、様々な移住相談会に参加し、担当者のスキルアップを図り、同時に阿蘇の魅力を発信するための準備を進めています。

社会体育に移行する(小学校)部活動の見通しは



田中 弘子

田中 社会体育に移行する部活動の数と種目は。

日田教育課長

日田教育課長 数は小学校で28、種目はバレー、サッカー、陸上、バドミントン、水泳、ソフトボール、バスケットボールの7つです。

田中

田中 これまで先生方からすると時間外の対応で重荷ではなかったのか。

教育課長

教育課長 小学校については担任の先生が全ての授業を受け持たれ準備もあります。部活動も指導されると非常に負担がかかっています。

田中

田中 来年度から山田小学校との統合があるが、学校や保護者の意見は。

教育課長

教育課長 平成31年3月31日をもって移行することで平成29年2月に阿蘇市立小学校の運動部活の検討委員会を立ち上げ、学校長、保護者、地域の方々にも委員になっていただき、これまで9回会議を重ねて参りました。また、スポーツリーダーバ

ンクとしてスポーツ指導者を募集し、現在21名の方々が申込まれています。

内牧から黒川千丁を結ぶバイパスについて

田中 スーパーマーケットみやはら内牧店の三叉路から黒川千丁を結ぶバイパスの計画は。

佐藤市長

佐藤市長 みなさん方からも認めていただき進めており、住民説明会の矢先に地震に遭いました。将来に亘っても必要な道路であると思われる。財政状況も踏まえ、前に進むべく取り組んで行かなければならないと考えています。補足ですが中九州規格道路が進んでおり、大津町から来る線と竹田市の方から来る滝室坂もありますし、生活と地域と観光を考えたところで、路線というものが決定していくものと思います。黒川千丁線は将来を見ても十二分に必要な路線であると考えています。



小学校の部活動風景

マイナンバー制度の現状と課題については



森元 秀一

森元 現在の交付率の状況は。

岩下市民課長 平成30年2月末現在で、2,630枚で9・9%です。今期予算を計上しておりますが、これからマイナンバーカード自体の用途を広げていきたいと思っております。

森元 取得促進キャンペーンの成果は。

市民課長 昨年11月から本年3月までの期間、保育園の新入園児の受付時や、税の申告会場で広報チラシを配布するなど取り組んでおりますが、目に見える様な成果は出ておりません。

森元 コンビニで各種証明を受けられるサービスの実施について、2014年12月の議会にて実施を促したが、導入経費が掛かりすぎると言う事だった。今回導入の訳は。

市民課長 当時は住基カードの普及率は4・4%、導入経費だけで約3,500万円の経費が掛かる見込

みでした。今回はマイナンバーカードの普及率が約10%で倍に増加し、また、導入自治体が増えたことで、導入経費が約半額の1,780万円程度に抑えられ、併せて国の特別交付税措置の対象にもなる等、導入しやすい環境になったことから、今回予算を計上させていただきました。この取り組みは、阿蘇市にとりましてカード促進の目玉になりますので、これを機にさらに周知して、マイナンバーカードの促進を進めて参りたいと考えています。

他に「観光振興について」、「学校での心肺蘇生教育の普及促進並びに突然死ゼロを目指した危機管理体制について」等の質問がありました。



マイナンバーカードサンプル

山田小学校の先行統合は



湯浅 正司

湯浅 これまでの経過を。

市原教育部長 PTAで在校生の保護者や今後入学される児童の保護者を対象にアンケートや説明会を実施しました。PTAの例会で先行統合に関し賛成多数で承認されたので事務手続きを進めて頂きたい旨、PTA会長から教育委員会に平成30年1月18日付けで通知がありました。

湯浅 準備委員会補助金104万円の使い道は。

教育部長 一番の経費としては、記念誌の経費が非常に大きく、また、記念碑、式典等に充てられています。

湯浅 交流事業等もあるのか。

教育部長 統合に向けては内牧小学校との交流事業を行います。学校の調整にはなりますが、合同の遠足、修学旅行、運動会等が考えられます。

湯浅 スクールバスに関しては。

教育部長 スクールバスの対象地域が発生します。文部科学省の定めるところでは4km以上ですが、阿蘇市は3km以上です。スクールバスの

規模等が決まれば1回試走をして、検討したいと考えていますが、最終的には保護者、PTA、学校と協議をしながら安全な場所を確保しなければなりません。

県道内牧坂梨線について

湯浅 県道内牧坂梨線の小倉、山田間の整備計画は。

中本建設課長 小倉、山田間については、約600から700mが未整備です。本市としても県に要望は継続して行っているところです。平成24年の豪雨災害があり、現在、手野から北坂梨にかけてバイパス工事を集中して行っています。そちらが終わり次第。継続して小倉、山田間を整備されるよう要望して参ります。

他に「市道木落線の災害復旧工事の進捗状況は」、「小倉遊水地について」等の質問がありました。



山田小学校

畜産クラスター事業の経緯は



河崎 徳 雄

河崎 クラスター事業で誤認のまま決定と新聞の報道に対し市は、よく精査し真実を正すと答えたが、どのような結論を出したのか。

佐藤市長 市に何ら連絡もなく、2月15日に現地確認があつていますが、市が認識していた場所から変わつていたことで誤認とは違うと確認でき、結果的に事業を凍結としました。

河崎 移転を求める署名対応で市長は数日間住民の不安解消と疑義解明の要望活動をされている。特に12月18日事業主、市、県、JA等と移転を求める会議の結論は。

和田副市長 市、県、協議会から移転を要望、事業者の方は現在置かれていた状況等の説明があり、具体的にどうするか、結論的な会議には至っていません。

河崎 平成29年2月9日計画の認定申請から3月31日県の補助金交付決定まで、書類に何度も決裁されている。協議会で市の役割は、事業の

助言、指導等と併せて、市補助金交付規則第4条で申請に係る書類等の審査及び現地調査等々であり、調査審査精査等が不十分のまま検印されている。市にも重大な瑕疵があると思うが。

吉良経済部長 市は間接補助事業者で申請に誤りがあると考えていません。

河崎 協議会が一体認識で、移転の要望がかなうよう、更に頑張つていただきたい。

市長 今、経過をたどっており、いろんな事でしたっかり取り組んで行かなければならないと思つています。



阿蘇市功労者表彰受賞者

3月29日、10年以上の職にあつた市議会議員に阿蘇市から功労者表彰状が贈られました。



下段左から、受賞された「湯浅正司議員」、「五嶋義行議員」、「田中弘子議員」、「大倉幸也議員」

阿蘇市議会活動状況 (平成30年2月～4月)

- ◆ 2月19日
阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 2月23日
阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 2月27日
阿蘇山安全祈願祭
- ◆ 2月28日
阿蘇中岳火口見学再開記念セミナー
- ◆ 3月2日～3月19日
平成30年第2回阿蘇市議会定例会
- ◆ 3月2日
阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 3月4日
あそ上寿園竣工式
- ◆ 3月15日
文教厚生常任委員会阿蘇西小学校校舎等
災害復旧工事現地視察
- ◆ 4月4日
経済建設常任委員会
- ◆ 4月12日～13日
第266回熊本県市議会議長会
- ◆ 4月14日
熊本地震犠牲者追悼式
- ◆ 4月15日
阿蘇マウンテンバイクパークオープニングイベント
- ◆ 4月18日
はな阿蘇美グランドオープン記念式典
- ◆ 4月21日
阿蘇地域における直轄砂防事業の
早期実施を求める期成会総会
- ◆ 4月25日
平成30年度阿蘇市宮坊中野営場開き
- ◆ 4月26日～27日
第93回九州市議会定期総会



阿蘇中岳火口見学再開記念セミナー



文教厚生常任委員会
阿蘇西小学校校舎等災害復旧工事現地視察



はな阿蘇美グランドオープン記念式典

編集後記

初春の桜は例年より早く開花を迎え暖かい陽気も続いています。市民の皆さまいかがお過ごしでしょうか。

熊本地震から2年が経過し、阿蘇市復興への道を少しずつではありますが、確実に歩んでいるような状況です。

さて、議会だより編集にあたっては一時から誌面に写真を多く取り入れるようにしました。これからも市民の皆さまに市政を分かりやすく、見やすい議会広報誌として心掛けて参ります。

広報委員 岩下礼治

【議会広報特別委員会】

委員長 湯浅正司
副委員長 園田浩文
委員 市原利浩
谷崎利浩
岩下礼治
竹原祐一
立石昭夫